

弘済ケアセンター運営規程(別紙)

事業	通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業A6、A7)
----	-------------------------------------

第4条 (従事者の職種、員数)

管理者	常勤	1名	事業所の従事者及び業務の管理
生活相談員	常勤	4名	センターの利用申し込みに係る調整、他の従事者に対する相談助言及び技術指導、通所介護計画の作成等
	非常勤	0名	
介護職員	常勤	5名	利用者の心身状況の把握、センターでの日常介護等
	非常勤	7名	
看護職員	常勤	1名	利用者の心身状況の把握、健康管理等
	非常勤	2名	
機能訓練指導員	常勤	3名	心身機能の維持・向上のための訓練指導・助言等
	非常勤	2名	
調理員	常勤	1名	センター利用者の昼食の調理
	非常勤	3名	
栄養士	常勤	0名	
	非常勤	0名	
運転手	送迎業務は専門業者に委託		
その他事務員等	常勤	0名	従事者の補助的業務及び必要な事務等
	非常勤	1名	

第13条 (利用料等)

通所介護事業利用料(介護保険適用部分)						
基本利用料		3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満
		要介護1	4,464 円/回	4,667 円/回	6,739 円/回	6,899 円/回
要介護2	5,062 円/回	5,307 円/回	7,913 円/回	8,095 円/回	9,099 円/回	
要介護3	5,703 円/回	5,970 円/回	9,099 円/回	9,312 円/回	10,498 円/回	
要介護4	6,322 円/回	6,621 円/回	10,274 円/回	10,509 円/回	11,886 円/回	
要介護5	6,942 円/回	7,283 円/回	11,448 円/回	11,715 円/回	13,317 円/回	
加算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	640 円/回		* 上記の基本利用料は、基本単位にサービス提供体制強化加算Ⅰ(22単位)を加えた額である。		
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	971 円/回				
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	224 円/月				
	科学的介護推進体制加算	448 円/月				

- * 個別機能訓練加算Ⅰイ(56単位)、個別機能訓練加算Ⅰロ(85単位)は、通所介護計画に位置付けられており且つ、実際に実施した場合に算定する。
- * 個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)は、個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、厚生労働省のデータベースに訓練内容等の情報を提出し、フィードバックを受け、必要な情報を活用した場合に算定する。
- * 科学的介護推進体制加算(40単位)は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出した場合に算定する。

介護予防・日常生活支援総合事業利用料			
A6国基準相当通所型サービス基本利用料	通所型1	20,131 円/月	* A6の基本利用料は、利用時間・回数に関わらず、月単位の包括的な利用料であり、サービス提供体制強化加算Ⅰイ(通所型Ⅰ:72単位、通所型Ⅱ:144単位)を加えた額である。
	通所型2	41,224 円/月	
運動器機能向上加算		2,573 円/月	* A7の基本利用料は、利用時間・回数に関わらず、月単位の包括的な利用料であり、自立支援強化特別配置加算:75単位を加えた額である。
科学的介護推進体制加算		448 円/月	
A7市独自基準通所型基本利用料	通所型Ⅰ	17,750 円/月	
	通所型Ⅱ	35,575 円/月	
運動器機能向上加算		2,403 円/月	
科学的介護推進体制加算		427 円/月	

- * 運動器機能向上加算(225単位)は、通所介護計画に位置付け、実際に実施した場合に算定する。
- * 通所介護及びA6国基準相当通所型サービスの基本利用料、加算は、支給限度額管理対象外である介護職員処遇改善加算Ⅰ(5.9%)と介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(1.2%)を加算した額である。
- * A7の科学的介護推進体制加算(40単位)は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出した場合に算定する。
- * 利用者の負担額は、介護保険負担割合証に応じた割合相当額である。

介護保険適用部分以外の実費負担	
食事代	700 円/食
行事の際の食事代	実費
おむつ代	実費
活動材料費	実費
通常の実施地域を超える交通費	50 円/km